

大分県報

令和六年
第五一七号
六月十四日

（金曜日）

目次

告示

土地改良区の定款変更認可.....一
指定予定保安林.....一

告示

大分県告示第三百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。

令和六年六月十四日

大分県知事 佐藤 樹一郎

土地改良区名

所在地

認可年月日

萩柏原土地改良区

竹田市

令六・六・四

大分県告示第三百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和六年六月十四日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 保安林予定森林の所在場所

豊後大野市朝地町鳥田字鳶巣五六九番一、五七五番二、五七五番四、五八九番一、五九〇番一、五九〇番二、五九三番、五九六番、五九八番、六〇〇番一、六〇〇番二、六〇一番一、六〇二番、六〇三番、六〇四番一、六〇四番二、六〇七番、五七七番（次の図に示

す部分に限る。）、「字高平尻六三七番一、六三七番二、六四一番から六四三番まで、六四五番、六四七番、六四八番、六五二番、六五七番、六五九番、六六二番、六六五番、六六七番、六六九番、七一一番、七一八番、七二一番、七二二番、六六四番（次の図に示す部分に限る。）、「字高平七二七番一、七二七番四、七四五番一、七四五番二、字竹ノ原七五六番一、七五六番二、七五七番から七五九番まで、七六一番、七六四番、七六七番一、七六七番二、七七〇番、七七一番一、七七一番四、七七三番、七七四番、七七五番二、七七八番、七七九番一、七八六番一、字山道鼻八〇二番五、八〇二番六

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（一）主伐に係る伐採種は、定めない。

（二）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（三）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県豊肥振興局並びに豊後大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

令和六年六月十四日

大分県報（告示）

一